

# 東和便り



第34号 自転車の正しい乗り方号  
2016.2.9 東和中学校

改正道路交通法が平成27年6月1日に施行されました。改正で大きく変わったのが、自転車の安全対策です。信号無視や携帯電話を使いながら走って事故を起こすなど、危険な運転を繰り返す人に安全講習を受けるよう義務付けられたのです。

○自転車運転者が危険行為をくり返す（3年以内に2回以上）→公安委員会が講習を受けるように命令  
以下に警視庁作成のパンフレットを貼り付けますので自分自身の自転車の乗り方をふり返り交通安全に留意しましょう！。

## 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る  
(下の図)
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

### 飲酒運転禁止



酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。  
[道路交通法第65条]

**罰則** 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(酒酔いの場合)

### 2人乗り運転禁止



自転車には、運転者以外の者を乗車させてはいけません。  
※ただし、16歳以上の運転者が幼児用座席に6歳未満の幼児1人を乗車させることはできます。  
[道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条]

**罰則** 2万円以下の罰金又は料料

### 並進走行禁止



他の自転車と並んで通行することはできません。  
[道路交通法第19条]

**罰則** 2万円以下の罰金又は料料

### 夜間はライトを点灯



夜間は必ず前照灯をつけましょう。  
[道路交通法第52条、道路交通法施行令第18条、東京都道路交通規則第9条]

**罰則** 5万円以下の罰金

### 信号無視禁止



対面する信号機に必ず従わなければなりません。  
[道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条]

**罰則** 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

### 一時停止



一時停止標識がある場所では、必ず止まって安全確認をしましょう。  
[道路交通法第43条]

**罰則** 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

## 禁止事項 ルールを守って安全運転を心掛けましょう!!

### しゃ断踏切立入り



踏切の遮断機が閉じようとした時、警報機が警報している間は、踏切に入ってはいけません。  
[道路交通法第33条]

**罰則** 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

### ブレーキ不良(備えていない)自転車運転



ブレーキは前車輪と後車輪ともに備えていなければなりません。  
[道路交通法第63条の9、道路交通法施行規則第9条の3]

**罰則** 5万円以下の罰金

### 傘差し運転



傘をさす、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。  
[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]

**罰則** 5万円以下の罰金

### 携帯電話使用運転



自転車を運転しながら携帯電話を手で持って通話したり、メール等をしてはいけません。  
[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]

**罰則** 5万円以下の罰金

### イヤホン等使用運転



イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転に必要な周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。  
[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]

**罰則** 5万円以下の罰金



本校では登下校に自転車の利用を禁止しています。大きな理由の一つに学校周辺道路の通勤・通学時の交通量の多さと道の狭さがあります。  
しかし、土日の部活動における移動の手段として自転車を利用する部活もあります。また、下校後や土日に自転車を利用している本校の生徒も多く見かけます。  
自転車を利用する場合は、上記の自転車安全利用五則や禁止事項を確認し自転車を安全に正しく利用しましょう！  
(学校長 東方 美喜夫)